

■ 協力施設・事業所募集のイメージ

○ 県から市町及び関係団体を通じ、感染発生時を想定した協力体制に参加・協力する施設及び事業所(以下「施設等」)を募集する。

＜協力依頼するケース(例)＞

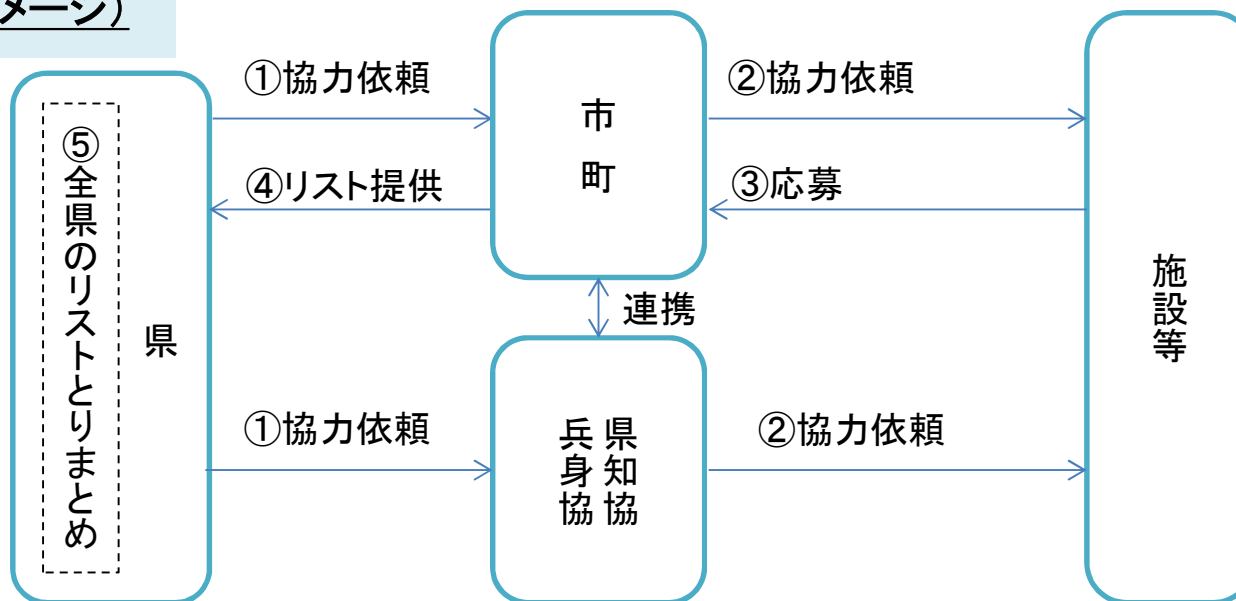
(1) 入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、職員体制が整わない場合等において、当該施設等の利用者にサービスを提供するための職員派遣等に協力する施設等。

(2) 通所サービス事業所等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合において(濃厚接触者等のため)自宅待機となった利用者への代替サービス(訪問サービス)を提供するための職員派遣等に協力する施設等。

※ 協力施設等は、①県知的障害者施設協会及び県身体障害者支援施設協議会において、加入法人が運営する事業所についてリスト化、併せて、②市町においてその他の事業所を含めて市町全体のリストを作成の上、県で全県分を集約。

※ (2)は訪問系、居住系(GH)、就労系サービス事業所及び相談支援事業所で利用者又は職員に感染者が多数発生した場合を含む。

募集フロー(イメージ)



■ 協力施設・事業所が協力する際の前提

1 可能な限り感染のリスクが低いと考えられる利用者・場所等での協力を基本。

(1) 協力施設等の職員が障害福祉サービスを提供する利用者については、

- ① 濃厚接触者でPCR検査での結果が出る前の方(症状のある方)
- ② 濃厚接触者でPCR検査での結果が出る前の方(症状のない方)
- ③ 濃厚接触者でPCR検査で陰性となっている方等

が想定されるが、基本的には③のケースを基本とし、個別のケースに応じて②→①の優先順位で協力をお願いすることを想定。

(2) 協力施設等の職員が障害福祉サービスを提供する場所については、陽性の方が発生していないフロア等での職務を基本しつつ、個別のケースに応じてその他の場所での協力をお願いすることを想定。

2 防護服等の衛生材料の提供、職員派遣等に当たっての旅費等の支援を想定

(1) 協力施設等の職員が障害福祉サービスを提供する際に必要と考える場合には、必要な衛生材料(マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等)を供給

(2) 通所事業所等の休業等による代替サービス提供に係るかかりまし経費等補助(職員確保に必要な賃金等)

(3) 応援職員派遣にかかる旅費等補助(職員派遣等のための調整費用、派遣のための旅費(交通費、宿泊費等)、損害保険加入のための保険料等)

※ 応援職員派遣にかかる報酬や、応援職員派遣に伴う人員基準の取扱いに関しては、令和2年5月18日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)」などで示された取扱いの考え方を参考にしてください。

3 その他

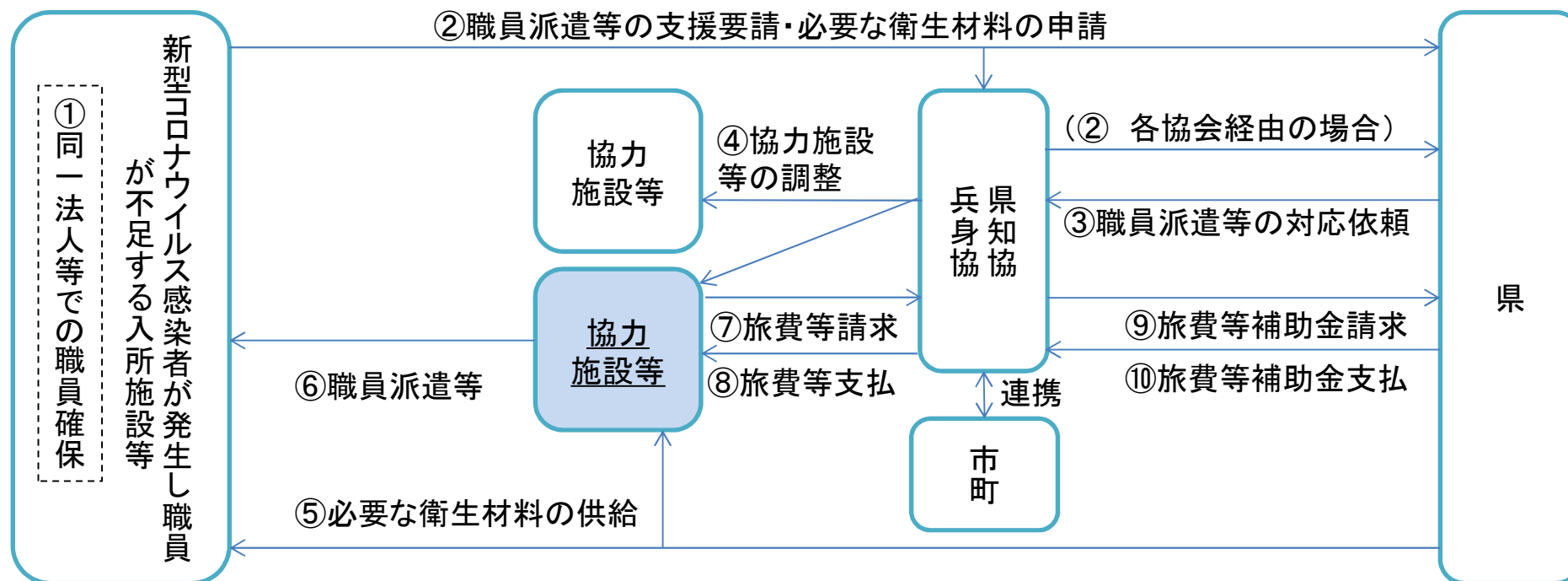
(1) 派遣期間については、職員派遣終了後の待機期間も含めて、最長約1か月程度の派遣を想定。

(2) 派遣にあたっては、防護服の着用方法についての動画提供など、必要な感染防止対策についての情報提供等を行うことを想定。

■(1)のケースに係る協力フロー(イメージ)

- 入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・同一法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する施設等は県に対して職員派遣等の支援を依頼(県知協、兵身協経由も可)。
- 県は、当該施設等の種別に応じて、県知的障害者施設協会又は身体障害者支援施設協議会に職員派遣等の対応を依頼する。

協力フロー(イメージ)



※ 各協会を通じて協力施設等からの職員派遣等を調整する場合。県が直接各協会の未加盟団体に支援を依頼することもあり得る。

※ 衛生資材は感染者が発生した入所施設等のものを使用することを基本とし、足りない場合に県が必要な衛生資材を配布する。

■(2)のケースに係る協力フロー(イメージ)

- 濃厚接触者として自宅待機となった利用者が代替サービスを必要とする場合、市町は、協力事業所のリストを参考にしながら、相談支援専門員や関係機関等と連携し、代替サービスを提供する事業所を調整する。
- 県は、サービスを提供することとなった協力事業所に対し、その申請に応じて必要な衛生材料の供給等を行う。

協力フロー(イメージ)

